

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、「欲しかった暮らしを、しよう。」をコーポレートスローガンに、全ての人の「欲しかった暮らし」を叶える住のイノベーションカンパニーを目指して企業価値の最大化に努めております。そのためには、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応え、グループ全体の収益力向上を目指し透明性・効率性の高い経営体制の構築に努めることが重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

##### 原則1 - 4 政策保有株式

###### ・政策株式の保有方針

当社は、特に不動産開発事業の戦略上の重要性の観点から、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資する場合に限り、株式を保有することがあります。政策保有株式を保有した場合、毎期、取締役会において、保有目的及び保有に伴うリターン、資本コスト、リスク等の定量的な検証を実施し、保有の適否に関する検証を行います。

###### ・政策保有株式の保有の適否の検証

2021年5月13日開催の取締役会において、個別銘柄の保有の適否について、保有目的及び保有に伴うリターン、資本コスト、リスク等の定量的な検証を実施しております。

###### ・政策保有株式に係る議決権行使の基準

政策保有株式に係る議決権行使につきましては、原則すべての政策保有株式について議決権を行使します。具体的な行使に際しては、当社グループの株主価値向上に資するか、当社の株式保有目的に照らして適切か等の観点に基づき、適切に行ってまいります。

##### 原則1 - 7 関連当事者間の取引

当社は、会社法等に基づき、取締役会の事前承認・決議を得なければ、関連当事者取引を行ってはならない旨を取締役会規則等で定めており、取引の状況について取締役会に定期的に報告することとしております。また、役員に対しては「関連当事者に関する確認書」の提出を求めており、自身及び近親者、代表となっている団体、過半数の議決権を有する団体等の関連当事者との取引について、取引の有無を漏れなく把握するように努めております。

##### 原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業年金の積立金の運用は行っておりません。従業員の安定的な資産形成に関しては、確定拠出年金制度を導入しております。

##### 原則3 - 1 情報開示の充実

###### (1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社グループは、経営理念に「欲しかった暮らしを、しよう。」を掲げ、「挑戦と貢献の両立」を企業精神として全ての人の「欲しかった暮らし」を叶える住のイノベーションカンパニーとして事業活動を行っております。「不動産開発事業」「CCRC事業」「不動産投資事業」「不動産関連サービス事業」のセグメント毎に、市況に左右されない安定的な事業基盤を構築し戦略的な経営を行ってまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針本報告書 1. の「基本的な考え方」をご参照ください。

###### (3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針および手続き

本報告書 1. の「取締役報酬関係」報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

###### (4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

当社の取締役については、取締役としてふさわしい人格、識見を有することや、職務遂行にあたり健康上の支障がないことに加え、知見や判断力のある人材を候補者として取締役会において選定しております。なお、取締役会での選定に先立ち、指名報酬諮問委員会において、審議を行うこととしております。また監査役については、監査役としてふさわしい人格を有することや、健康上の支障がないことに加え、監査業務に必要な知見を有する人材を監査役会に提案し、監査役会の同意を得た上で、取締役会において候補者として選定しております。なお取締役会での決定に際しては、独立社外取締役に自身の高い専門的な知識と経験を活かした意見を必ず求めることとしております。解任については、法令・定款・当社の諸規定に反する行為がなされた場合、または職務を適切に遂行することが困難になった場合、審議を行うこととしております。

###### (5) 選解任・指名についての説明

当社の取締役および監査役の候補者については、個々の経歴を株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。加えて、社外取締役および社外監査役の候補者については、株主総会参考書類等を通して個々の選解任理由を開示いたします。

##### 補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務

当社は取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会、経営会議の決議または稟議による社長決裁により決定しております。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。

#### 原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

本コーポレートガバナンス報告書の「II 1. 独立役員関係」、「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

##### 補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では、現在6名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を継続していく規模として適切と考えております。またその内訳も各事業の経営や喫緊の課題に精通した方であり、社外取締役も含め知識・経験・能力やグローバルな視点など、バランスのとれた構成としております。取締役の選任に当たっては今後も引き続き従来の規模・考え方を踏襲していく予定です。

##### 補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況

当社は、取締役及び監査役の兼職の状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書において、毎年開示しております。また、取締役は当社の事業等を理解し、取締役会に出席し、その準備を行うために必要な時間を確保することが求められることから、当社の他に2社を超える上場企業の役員(取締役、監査役または執行役)を兼職しないことが望ましいと考えております。

##### 補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性について

当社は、毎年、取締役会の実効性について分析・評価を行い、取締役会の更なる機能向上に取り組んでおります。なお、取締役会の実効性評価の概要および結果は以下のとおりです。

###### (1) 評価方法

全取締役および全監査役に対して、取締役会の実効性に関するアンケートを行い、その結果を踏まえ、2021年6月10日の取締役会にて、分析・評価いたしました。

###### (2) 評価項目

- ・取締役会の体制(人数、メンバー構成、専門性、多様性等)
- ・取締役会の運営状況(開催回数、情報提供、質疑応答、監督機能、改善ポイント等)

###### (3) 評価結果と今後の対応

当社グループの企業価値の持続的向上に向けて、取締役会の実効性が適切に確保されている事を確認いたしました。本評価結果等を活用し、取締役会の更なる機能向上を図ってまいります。

##### 補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役トレーニングの方針開示

当社は、取締役・監査役がその機能を十分果たすことを可能とするため、その就任の際、また就任後も継続的に、当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各取締役・監査役に応じた機会を提供することとしております。

#### 原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制として、経営企画管掌の取締役のもと、経営企画部門がIRを行っております。経営企画部門は、株主との建設的な対話を行うため、ホームページ内にIR情報ページを設置し最新の情報を掲載する等、株主への情報提供を充実させるとともに、直接的な対話の場として定期的説明会を開催しております。なお、ディスクロージャーポリシーにつきましては、本報告書「2. の「IRに関する活動状況」をご参照ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
廣岡 哲也	5,060,000	14.14
DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE HIROOKA TETSUYA (常任代理人 大和証券株式会社)	3,862,700	10.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,042,800	5.71
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,268,450	3.54
住友不動産株式会社	933,200	2.61
株式会社長谷工コーポレーション	576,000	1.61
SMBC日興証券株式会社	529,000	1.48
JP MORGAN CHASE BANK 385781	507,342	1.42
株式会社ティ・エイチ・ワン	500,000	1.40
小林吉宗	500,000	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社や上場子会社を有していません。また、その他該当事項もありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
渡邊 好則	他の会社の出身者													
安 昌寿	他の会社の出身者													
坪山 昌司	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 好則			同氏を社外取締役とした理由は、企業経営及び不動産事業における豊富な経験と幅広い見識、人材育成・組織体制整備に関する知見を有しているためです。 経営全般に関する意見をいただくとともに、特に、不動産事業全般及び人材育成・組織体制強化のための助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。

安 昌寿		同氏を社外取締役とした理由は、株式会社日建設計において、長年代表取締役を務め、企業経営における豊富な経験と建築設計、都市計画及び再開発事業の分野における幅広い見識を有しているためです。 経営全般に対する意見をいただくとともに、特に、品質管理、都市計画及び再開発事業の分野における幅広い見識を活かした助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。
坪山 昌司	当社グループと同氏が勤務する株式会社キャピタリンク・パートナーズとの間には、取引関係がありますが、取引額は軽微です。	同氏を社外取締役とした理由は、企業経営及び金融・証券業における豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。 選任後は、経営全般に対する意見をいただくとともに、特に、財務・会計・資本戦略に係る助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として任意の「指名報酬諮問委員会」を設置しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である海南監査法人から、年間監査計画の説明や中間・期末の監査結果の報告を受け、また監査の実施状況についての意見交換を行い、必要に応じて監査に立ち合うなど、適宜会計監査人との連携を図ってまいります。さらに、監査役と会計監査人とは、これらの機会を通じて、内部統制や会社法に対応した今後の監査体制などについても、意見交換を行ってまいります。内部監査室は、年間監査計画や監査活動の報告を監査役に提出し、必要に応じて監査役の監査補助や往査への同行を行うなど、適宜監査役との連携を図ってまいります。また、監査役と内部監査室とは、必要に応じて随時会合を持ち、子会社の内部監査結果の報告やコンプライアンス、内部統制、リスク管理などに関する意見交換を行ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
早川 美恵子	弁護士													
榊 正壽	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早川 美恵子			同氏は、長年の弁護士としての経験を通じ培ったコーポレート・ガバナンスや、リスク管理等、企業法務全般に関する高い知見を有しております。これらの専門性及び見識を活かし、社外の観点から質の高い監査をしていただくことを期待しております。
榊 正壽			同氏は、公認会計士として長年にわたり会計監査、内部統制構築支援等の業務に従事し、企業会計・監査・内部統制の分野において豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの専門性及び見識を活かし、社外の観点から質の高い監査をしていただくことを期待しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 更新

5名

## その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。なお、社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」という。)について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。

当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者 注1

当社グループの主要な取引先又はその業務執行者 注2

当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者 注3

当社グループの主要な借入先又はその業務執行者 注4

当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等 注5

当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者 注6

当社グループの主要株主又はその業務執行者 注7

上記 ~ に該当する者の近親者 注8

上記 ~ に過去3年間に於いて該当していた者

(注)

1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は使用人である者その他これらに準じる者をいう。
2. 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループに行っている者をいう。
3. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループから受けている者をいう。
4. 「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の2%を超える額の融資を当社グループに行っている者をいう。
5. 「多額の金銭その他の財産」とは、年間1,000万円を超える額の支払いをいう。
6. 「多額の寄付」とは、年間1,000万円を超える額の寄付をいう。



7. 「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の10%以上の株式を有している株主をいう。  
 8. 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、2016年6月25日開催の定時株主総会において、業績や株価を意識した経営を行うことを目的とし、株式給付信託による業績連動型株式報酬制度の導入を決定いたしました。詳細は本報告書の 1の【取締役報酬関係】をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月4日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の報酬は、固定基本報酬及び業績連動報酬から構成されております。

固定報酬については、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

業績連動報酬については、業績や株価を意識した経営を行うことを目的とし、株式給付信託による業績連動型株式報酬制度を導入しており、中期経営計画の年度計画の達成を付与要件として、株式に相当するポイントを付与するものであります。付与するポイントは、役位別の基本ポイントをベースに、売上高及び経常利益を指標とし、またグループ業績への定性的な貢献を考慮し計算しております。2021年3月期においては、グループ業績を踏まえ、ポイントの付与を行っておりません。なお、社外取締役に對しては、その役割及び独立性の観点から、業績連動報酬を支給しないこととしております。

報酬割合については、中長期的な業績の向上による企業価値の増大に貢献する意識を高めるような報酬割合を目指しております。業績との連動を強化し、固定基本報酬のほか、株主価値との連動性をより強化した株式給付信託による業績連動型株式報酬制度を設けることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成を目指しております。

報酬を与える時期は、固定基本報酬については、在任中に毎月定期的に支払うこととし、株式給付信託による業績連動型株式報酬については、原則として取締役の退任時に支給を行う方針です。

取締役の報酬決定については、代表取締役社長が作成する報酬案を任意の諮問機関である指名報酬諮問委員会に諮問し、その検討結果を踏まえ、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において取締役会決議にて決定されます。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しております。

2021年3月期の業績連動型株式報酬については、5月11日開催の指名報酬諮問委員会において審議いたしました。その答申結果を踏まえ、5月13日開催の取締役会で決議いたしました。

2022年3月期の取締役報酬については、5月11日開催、5月13日開催の指名報酬諮問委員会において、取締役報酬決定方針(固定報酬・株式報酬の割合及び取締役報酬の決定方針)及び取締役報酬について審議いたしました。その答申結果を踏まえ、6月25日開催の取締役会で決議いたしました。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置く方針であります。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### a. 取締役会

取締役会は、取締役6名(うち社外取締役3名)で構成されております。毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、経営管理の意思決定機関として当社の重要事項を決定しております。また、社外取締役に招聘し、取締役会の監督機能の強化と公正で透明

性の高い経営の実現を図っております。なお、取締役会には監査役が出席し、取締役の業務の執行状況を監督し、必要に応じて意見を述べております。

**b. 監査役会**

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されております。毎月1回の定例監査役会にて、取締役会の運営状況や取締役の職務執行状況等を確認しております。

**c. グループ経営会議**

当社は、当社及びその子会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、グループ経営会議を定期的開催し、業務執行に関する基本的事項の報告を求めるとともに、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

**d. コンプライアンス・リスク管理委員会**

当社は、グループ全体におけるリスクマネジメント及び法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的開催し、各部門長に関連事業の報告を求め課題を把握したうえで対策を実行しております。

**e. 指名報酬諮問委員会**

当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として任意の「指名報酬諮問委員会」を設置しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。当社においては、社外取締役3名と社外監査役2名により業務執行の監視・監督及び監査機能が十分に機能しており、透明性の高い企業経営の管理・統制が確保されていることから、当該体制を採用しております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限(開催日の2週間前)より早期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる第一集中日は避けて、できる限り多くの株主が出席できるよう配慮して開催いたします。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使環境の向上に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知における狭義の招集通知及び参考書類について、英訳版を提供しております。
その他	招集通知は当社ウェブサイト及びTDnetによる開示を通じて各上場証券取引所及び議決権電子行使プラットフォームに掲載しています。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>当社のディスクロージャーポリシーは、以下のとおりです。</p> <p>1.基本方針 当社は、当社グループの基本理念、経営方針を実現するために策定された「フージャースグループ行動指針」において、株主・投資家の皆様に対して企業情報の開示を関係法令に従って適時・適切に行うことを規定し、これを遵守することにより、当社の経営戦略や財務状況等についてご理解いただけるよう努めてまいります。</p> <p>2.情報開示の基準 当社は、会社法、金融商品取引法その他諸法令ならびに東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定(以下、「適時開示規則」)に従って情報開示を行います。また、適時開示規則に該当しない情報についても、当社をご理解いただくうえで有用と判断される情報につきましては、可能な範囲で積極的な開示に努めてまいります。</p> <p>3.情報開示の方法 適時開示規則に該当する情報等の開示は、「適時開示情報伝達システム(TDnet)」において開示した上で、速やかに当社ホームページへの掲載を行います。また、有価証券報告書、四半期報告書等の開示書類は、金融庁による「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」において開示しております。</p> <p>4.沈黙期間 当社は、ステークホルダーの皆様への公平性を確保するため、各四半期の期末日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間としています。この期間中は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えております。ただし、沈黙期間中に業績予想と大きく変動する見込みが出てきた場合には、適時開示規則に従い公表いたします。なお、沈黙期間中も、すでに公表済みの情報に関する範囲のご質問等につきましては対応いたします。</p>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	首都圏及び全国主要都市における説明会を含め複数回、個人投資家向けに説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに複数回説明会を開催しております。	あり

IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報ページを設置し、「IRニュース」等では、常に最新の情報を掲載しております。「IRライブラリ」では、決算短信をはじめ、決算説明資料を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が管轄しております。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「フージャースグループ行動憲章」において、企業活動のあらゆる場面ですべてのステークホルダーとの間で公平・公正かつ透明な関係を維持し、公正な取引を行うよう定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2021年4月にサステナビリティ推進室を設置し、「豊かなライフスタイル」「地域共創」「環境」を重点テーマとして、グループ一体で、環境保全活動・CSR活動を含むサステナビリティへの取り組みを推進する体制を整備・強化しております。これらの活動は、サステナビリティレポートに取りまとめ、当社ウェブサイトで開示しております。 <a href="https://www.hoosiers.co.jp/ir/lib/rep/sustainability_report_2021.pdf">https://www.hoosiers.co.jp/ir/lib/rep/sustainability_report_2021.pdf</a>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・投資家の皆さまに対し、行政に提出する情報を含め、会社の経営内容、事業活動状況等の企業情報の開示を関係法令に従って適時・適切に行います。発信する企業情報の正確性を常に確保し、秘密保持の必要性を考慮して適時、適切かつ公平な方法により情報発信を行います。
その他	<女性社員の活躍に向けた取り組みについて> 女性の活躍推進への取り組みとして、業務と育児の両立を目的とした就業環境の整備や、出産、育児休暇が取得しやすい環境整備を進めております。 なお、女性社員比率は2021年3月31日現在で約40%となっています。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### a. 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びその子会社は、取締役会設置会社においては、定例の取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項に係る意思決定を行っておりますが、当社及びその子会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、グループ経営会議を定期的に開催し、業務執行に関する基本的事項の報告を求めるとともに、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。当社及びその子会社の取締役の職務の執行にあたっては、将来の事業環境を踏まえて立案された中期経営計画及び各年度予算等の全社的な目標をもとに、各部門においてその目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

#### b. 当社及びその子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社は、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため、コンプライアンス・リスク管理規程を制定しております。当社代表取締役社長を委員長とし、取締役・子会社社長等を構成メンバーとするコンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、各部門長に関連事案の報告を求め課題を把握したうえで、対策を実行しております。また、内部通報規程を制定し、取締役及び使用人が法令・定款に違反する行為またはそのおそれを見つけた場合には、内部通報窓口に通報するよう周知徹底しております。さらに、当社及びその子会社の取締役・使用人に法令等を遵守させるべく、フージャースグループ行動指針を制定しております。

#### c. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びその子会社の損失の危険等の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理規程を制定しております。コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、各部門長に損失の危険等に関する事案の報告を求め課題を把握したうえで、対策を実行しております。また、内部監査規程を制定し、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査業務を管掌する内部監査部門を設置し、定期的に内部監査を行っております。内部監査部門の監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長の指示の下、各部門で対策を実行いたします。

#### d. 当社及びその子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びその子会社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、文書管理規程・情報セキュリティ管理規程、その他各管理マニュアル等に従い、適切に保存及び管理(廃棄を含む)しております。

#### e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団においては、当社及びその子会社の取締役・使用人がフージャースグループ行動指針に従い業務を行うことで、業務の適正を確保しております。また、グループ経営会議やコンプライアンス・リスク管理委員会において、各部門長に業務に関する事項について報告を求め、必要に応じて指示を行うことにより、業務の適正を確保しております。

#### f. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社及びその子会社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムを整備し、運用する体制構築を行っております。また、取締役会は、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視します。

#### g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役の要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。その際、当該監査役スタッフは監査役の指揮命令に従うものとし、取締役及び他の使用人の指揮命令を受けないようにしております。

#### h. 当社及びその子会社の取締役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者、及びその子会社の監査役が当社の監査役に報告をするための体制

当社及びその子会社の取締役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者、及びその子会社の監査役は、当社及びその子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、及び監査役に報告を求められた場合には、直ちに監査役に報告いたします。

#### i. 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社及びその子会社の取締役・使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しており、その旨を当社及びその子会社の取締役・使用人に周知徹底しております。

#### j. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

#### k. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほかグループ経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。また、内部監査部門及び会計監査人と連携して会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告等を日常的に行い、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「フージャースグループ行動指針」において、反社会的勢力には毅然とした態度で対応する方針を定め、グループの取締役及び使用人へ周知徹底を行っております。

社内体制としては、法務部門を統括部署とし、各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」の明文化もしくは、取引先等に対して「確認書」の提出を依頼することにより、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

また、反社会的勢力による不当要求等の事案が発生したときは、弁護士や所轄警察署等関連機関と連携し対応する体制を整えるとともに、情報の収集を行っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### 1. 適時開示に係る基本姿勢

当社は、情報取扱責任者(管理本部経営企画室長)のもと、当社の定める「ディスクロージャーポリシー」に従い、株主に対して適時・適切な情報開示を行うことに努めます。

ディスクロージャーポリシーの内容については、下記URLをご参照ください。

<https://www.hoosiers.co.jp/disclosurepolicy.html>

#### 2. 適時開示に係る社内体制

当社は経営企画部門を適時開示の責任部署として、以下の体制により情報開示を行っております。

適時開示規則上の重要な決定事実、発生事実、および決算情報に該当する事実については、情報取扱責任者の指示の下、経営企画部門、財務経理部門、法務部門が連携のうえ、経営会議、コンプライアンス・リスク会議に出席するほか、子会社を含む各部門担当者とのコミュニケーションを密に行い、迅速な情報把握を行っております。また、収集した会社情報は情報取扱責任者に集約しております。

適時開示規則に基づき、適時開示の要否について判断を要する場合は、情報取扱責任者の指示の下、経営企画部門、財務経理部門、法務部門にて適時開示の必要性について協議を行い、開示の判定を行っております。

適時開示規則により開示を要する項目が取締役会の議題となる場合は、取締役会に情報管理責任者がメンバーとして出席するため、決定、承認がされたときは直ちに開示ができる体制を整えております。

開示が必要または適切であるとされた会社情報については、経営企画部門において適時開示作業を行います。情報開示を行うにあたっては、金融商品取引法に定められた「フェア・ディスクロージャー・ルール」を遵守し、迅速かつ公平な情報開示の実現に努めます。



